第十五項の表第五十一条第四項の項	租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡による雑所得	当該一般株式等の譲渡による雑所得	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得
		同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る雑所得の	当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の
第十五項の表第百十一条第四項の項	第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等	規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得
		以下「一般株式等に係る課税譲渡所得等	同条第七項において準用する同法第三十七条の十第六項第五号（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定により適用される第七十二条（雑損控除）、第七十八条（寄附金控除）、第八十八条（基礎控除）及び第八十七条（所得控除の順序）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「一般株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
		同項	同法第三十七条の十二第一項
第十五項の表第百二十一条第一項及び第三項の項		及び一般株式等に係る課税譲渡所得等	及び一般株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	第十五項の表第百二十一条第一項の項	第三十七条の十第一項	第三十七条の十二第一項
		一般株式等に係る譲渡所得等の課税	恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税
		一般株式等に係る譲渡所得等の金額	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額
		一般株式等に係る課税譲渡所得等	一般株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
		一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得

第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二項、第百七条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項及び第百三十二条の項	一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得		
第十六項の表第十一条第二項の項	第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する		
第十六項の表第十一条の二第二項、第百七十九条第一項第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項	一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額		
第十六項の表第二百五十八条第一項の項	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額		
	租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得		
	以下「一般株式等に係る課税譲渡所得等	租税特別措置法第三十七条の十二第七項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）において準用する同法第三十七条の十第六項第五号（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定により適用される法第七十二条（雑損控除）、第七十八条（寄附金控除）、第八十六条（基礎控除）及び第八十七条（所得控除の順序）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「一般株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得			
	、一般株式等に係る課税譲渡所得等	、一般株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得			
	及び租税特別措置法第三十七条の十第一項	及び租税特別措置法第三十七条の十二第一項			
第十六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項	一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得			